

神戸市港湾施設条例の一部改正（案）に関する意見提出手続の結果

1. 意見募集の実施期間

令和3年12月2日（木）から令和4年1月4日（火）まで

2. 実施結果

(1) 意見総数 3通

(2) 意見の概要及び市の考え方

	主な意見	本市の考え方
1	① 航行禁止によって水上オートバイが近くを通らなくなると、兵庫運河で落水者が出た場合に助かる命が助からなくなる。	水難その他の非常事態の発生に際し必要な措置を講ずるための船舶（海上保安部、警察等の船舶）については、規制対象外とする予定です。
	② 航行禁止区域内の人工ビーチは水面からのアクセスが容易であり、緊急時や人命救助時には必要な場所である。	
	③ 材木橋から御崎橋にある（航行禁止区域の西部にある）、兵庫運河内の人工干潟は置石で囲まれており、航行時に侵入することはできない位置にあるため、水上オートバイの航行によって水域利用者に危険を及ぼさない。	
	④ 兵庫運河は水面から見ると見通しはよく、障害物がある場所には接触しない速度で航行しているため、水上オートバイの航行によって水域利用者に危険を及ぼさない。	
	⑤ 運河上を航行する船舶がいれば衝突しないよう回避義務があり、環境学習エリアには置石等で学習者が航路に行きにくいように作られており、船舶と接近できないよ	
		兵庫運河内の航路幅は直線部で40m～60m、橋梁部では最小幅6mで曲がり部分もあり、外海に比べて見通しが悪く、対向側を事前に認知することが難しい箇所、急な退避行動をとりにくい箇所が多いと考えています。その中で、多くの水上オートバイ等が高速で走行することにより、漁業関係者をはじめとする運河利用者の他、人工干潟において環境学習を行っている児童等水面利用者に危険が及ぶことが懸念されています。 このため、高速走行する水上オートバイに徐行を促す目的で、運河の両端近くの高松橋・新川橋に横断幕を設置するとともに、御崎橋付近・清盛橋付近に監視艇を配備し、直接水上オートバイ利用者に徐行いただくよう注意喚

	<p>うに作られているため、兵庫運河内には水上オートバイやプレジャーボートが直接命を奪う場所がない。</p>	<p>起を行いました。従っていただけない方が6割に上りました。これらの状況を踏まえ、運河の適正な利用と航行者の安全確保を図っていくために、運河内の一部区域において、航行禁止区域を設定する条例改正を検討しておりますので、ご理解をお願いします。</p>
	<p>⑥ 兵庫運河は遊泳に適さない場所であり、遊泳者がいれば注意喚起や通報等、安全活動の一役を担っており、水面の保安に役立っている。</p>	
	<p>⑦ 兵庫運河は、和田岬沖、神戸港入り口等での急な波浪に対する避難的う回路として機能しているため、航行できるようにすべきである。</p>	<p>海上の天気が短時間で急変することは認識しております。天気が急変し、大波が発生するような場合は、航行自体を見合わせていただきますようお願いいたします。</p>
	<p>⑧ 騒音問題は騒音に関する条例で対応すべきである。</p>	<p>今回の条例改正は、漁業関係者をはじめとする運河利用者や人工干潟において環境学習を行っている児童等水面利用者等に危険が及ぶことを未然に防ぎ、施設の適切な利用を目的として検討しているものですが、結果として騒音問題の解決にも寄与すると考えています。</p>
2	<p>① 条例改正に妥当性を感じるが、禁止区域西側隣接水域にも人工干潟があり、水域利用者に危険を及ぼす可能性があるため、同様に航行禁止にする必要性を検討すべきである。</p>	<p>兵庫運河において今回規制する範囲は特に安全確保が望まれる区域と考えています。</p> <p>また、兵庫運河を航行する水上オートバイは通過交通が大部分であるため一部を航行規制することにより通過を抑制する効果があると考えています。</p>
	<p>② 条例改正に妥当性を感じるが、運河は本来船舶が通行する場であり、それら本来航行する必要がある船舶が運河使用することに問題がないよう対応すべきである。</p>	<p>生業として兵庫運河を利用している事業者等については、規制の対象外とする予定です。</p>
3	<p>① 主旨に賛成であるが、本改正のみでは不十分であり、危険行為・迷惑行為が繰り返されてしまうと考えます。走行禁止されていない区</p>	<p>今回の条例改正は、以前から特に問題となっていた兵庫運河について、市独自の対応として条例改正を進めようとするものです。他の地域については、</p>

	<p>域で急旋回や急制動をして遊ぶことを防ぐためにも、適用区域をもっと拡大する（神戸市内全域を目指す）べきである。</p>	<p>現在兵庫県において、全県的な対応が検討されていることから、その状況も踏まえての検討課題と考えています。</p>
	<p>② 和田岬旋回橋は立派な産業遺産である。産業遺産として整備し、地域の歴史文化に目を向け郷土愛を育む環境を整えることで、水上オートバイの航行の自粛も促すことができるのではないかと。</p>	<p>今回の条例改正は、漁業関係者をはじめとする運河利用者や人工干潟において環境学習を行っている小学生等水面利用者等に危険が及ぶことを未然に防ぎ、施設の適切な利用を目的として進めているものです。</p> <p>旋回橋は今年度、公益財団法人土木学会によって選奨土木遺産に認定されており、歴史的価値があることを認識しております。</p>